○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　○○　○○

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（漁業用海岸局） 第五条　漁業用海岸局は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。 ［二・二　略］ 三　通信の相手方は、法令により特に許容される場合を除くほか、次のいずれかに該当する無線局であること。 (1)　次に掲げる者に所属する漁船に開設された無線局 (一)　その局の免許人となる団体 (二)　その局の免許人となる団体の構成員又は構成員が団体である場合は、その団体の構成員 (三)　その局の免許人となる団体と他の同種の団体との連合体又は当該同種の団体の構成員 (四)　特別の協定により前記の団体又は連合体の準構成員となる漁船の船主 (2)　(1)に加え、船舶（漁船を除く。）に開設された無線局 ［削る］ ［削る］ 四　通信事項は、前号(1)に掲げる者の漁業活動上必要であつて、最少限のものであること。 ［五・六　略］	（漁業用海岸局） 第五条　漁業用海岸局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［二・二　同上］ 三　通信の相手方は、法令により特に許容される場合を除くほか、次に掲げる者に所属する漁船に開設された無線局に限るものであること。 (1)　その局の免許人となる団体 (3)　その局の免許人となる団体の構成員又は構成員が団体である場合は、その団体の構成員 (4)　特別の協定により前記の団体又は連合体の準構成員となる漁船の船主 四　通信事項は、前号に掲げる者の漁業活動上必要であつて、最少限のものであること。 ［五・六　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

（定義等）

第二条　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

［一～十四の九　略］

十四の九の二　「国際総トン数」とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の国際総トン数をいう。

［十四の十～三十九の二　略］

三十九の三　「自律型海上無線機器」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　デジタル選択呼出装置を有する遭難自動通報設備であつて、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示機上にその位置を表示させるための情報を送信するものをいう。

⑵　船舶局及び海岸局とは独立した無線設備であつて、船舶の航行の安全に直接関わらない情報を自動的に送信する機能を有するものをいう。

［四十～九十三　略］

［2　略］

（業務の分類及び定義）

第三条　宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

［一～五　略］

六　海上移動業務　船舶局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する法第四条第三号に掲げる無線局を含む。以下この号において同じ。）と海岸局との間、船舶局相互間、船舶局と船上通信局との間、船上通信局相互間又は遭難自動通報局と船舶局若しくは海岸局との間の無線通信業務をいう。

［七～二十　略］

［2・3　略］

（免許を要しない無線局）

第六条　［略］

［2・3　略］

4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～十一　略］

十二　自律型海上無線機器（第二条第一項第三十九号の三⑵に掲げるものに限る。）の無線局であつて、F一D電波一六〇・九MHzを使用するもの

第六条の二　法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次に掲げるものとする。

［一～三の二　略］

三の三　主として海上において使用される無線局の無線設備であつて、周辺の船舶局に対して識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの

改正前

（定義等）

第二条　［同上］

［一～十四の九　同上］

［新設］

［十四の十～三十九の二　同上］

［新設］

［四十～第九十三　同上］

［2　同上］

（業務の分類及び定義）

第三条　［同上］

［一～五　同上］

六　海上移動業務　船舶局と海岸局との間、船舶局相互間、船舶局と船上通信局との間、船上通信局相互間又は遭難自動通報局と船舶局若しくは海岸局との間の無線通信業務をいう。

［七～二十　同上］

［2・3　同上］

（免許を要しない無線局）

第六条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～十一　同上］

［新設］

第六条の二　法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三の二　同上］

［新設］

［四～五　略］

（具備すべき電波等）

第十二条　デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局及び遭難自動通報局は、当該船舶局及び遭難自動通報局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

船舶局及び遭難自動通報局の区別	具備すべき電波	
	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数
一、六〇六・五kHzを超え三、九〇〇kHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	Ｆ一Ｂ電波二、一七七kHz及び二、一八七・五kHz並びに総合通信局長が指示する電波	Ｆ一Ｂ電波二、一七七kHz及び二、一八七・五kHz並びに総合通信局長が指示する電波
四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	Ｆ一Ｂ電波四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz及び一六、八〇四・五kHz並びに総合通信局長が指示する周波数	Ｆ一Ｂ電波四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz及び一六、八〇四・五kHz並びに総合通信局長が指示する周波数
一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五MHz	Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五MHz

［2～7　略］

8　次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
携帯用位置指示無線標識	Ａ三Ｘ電波一二一・五MHz及びＧ一Ｂ電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz
衛星非常用位置指示無線標識	一　Ａ三Ｘ電波一二一・五MHz 二　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHz 三　Ｆ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
捜索救助用レーダートランスポンダ	Ｑ〇Ｎ電波九、二〇〇MHzから九、五〇〇MHzまで

［四～五　同上］

（具備すべき電波等）

第十二条　デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

［2～7　同上］

8　［同上］

無線設備	電波の型式及び周波数
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

設備規則第四十五条の三に規定する無線設備	一　Ａ三Ｘ電波二一二・五 二　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四〇MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHz 三　Ｆ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
自律型海上無線機器（第二条第一項第三十九号の三(1)に掲げるものに限る。）	Ｆ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
捜索救助用位置指示送信装置	Ｆ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

［9～12　略］

（義務船舶局等の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局等（法第三十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局等のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一　Ａ一海域（Ｆ一Ｂ電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）にあつては、次の機器

(1)　［略］

(2)　遭難自動通報設備の機器

(一)　捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置　一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）並びに国際総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第七項に規定する船舶をいう。以下この項において同じ。）の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するもの及び総トン数五〇〇トン以上の船舶（国際航海に従事するものを加えるものとする。））

(二)　［略］

(3)　［略］

(4)　その他の機器

(一)　双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。次号及び第三号において同じ。）　二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを

［同上］	［同上］
捜索救助用位置指示送信装置	Ｆ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

［9～12　同上］

（義務船舶局等の無線設備の機器）

第二十八条　［同上］

一　［同上］

(1)　［同上］

(2)　［同上］

(一)　捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置　一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの（国際航海に従事しないものにあつては、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するもの及び総トン数五〇〇トン以上の船舶（国際航海に従事するものを加えるものとする。））

(二)　［同上］

(3)　［同上］

(4)　［同上］

(一)　双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。次号及び第三号において同じ。）　二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事す

除く。）並びに国際総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の義務船舶局については、三台）

［㈡～㈤　略］

二　A一海域及びA二海域（F一B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（A一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

［(1)　略］

(2)　遭難自動通報設備の機器

㈠　捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置　一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）並びに国際総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。））

［㈡　略］

(3)　その他の機器

㈠　双方向無線電話　二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする除く。）並びに国際総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の義務船舶局については、三台）

［㈡～㈥　略］

三　A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局等にあつては、次の機器

［(1)　略］

(2)　遭難自動通報設備の機器

㈠　捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置　一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）並びに国際総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。））

［㈡　略］

(3)　略］

るもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、三台）

［㈡～㈤　同上］

二　［同上］

［(1)　同上］

(2)　［同上］

㈠　捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置　一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。））

［㈡　同上］

(3)　その他の機器

㈠　双方向無線電話　二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、三台）

［㈡～㈥　同上］

三　［同上］

［(1)　同上］

(2)　遭難自動通報設備の機器

㈠　捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置　一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。））

［㈡　同上］

(3)　同上］

⑷　その他の機器	⑷　その他の機器
㈠　双方向無線電話　二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）並びに国際総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の義務船舶局については、三台）	㈠　双方向無線電話　二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、三台）
㈡～㈦　略	㈡～㈦　同上
［2～8　略］	［2～8　同上］
（遭難通信等）	（遭難通信等）
第三十六条の二　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。	第三十六条の二　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　自律型海上無線機器（F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの周波数を使用するものに限る。）を使用して、別図第六号に定める構成により行うもの	［新設］
2　法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。	2　法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
3　法第五十二条第三号の総務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。	3　法第五十二条第三号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
（定期検査を行わない無線局）	（定期検査を行わない無線局）
第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。	第四十一条の二の六　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　船舶局であつて、次に掲げる無線設備のみを組み合わせて設置するもの	八　船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの
⑴　F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備	⑴　F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備
⑵　簡易型船舶自動識別装置	⑵　簡易型船舶自動識別装置（⑴に掲げる無線設備と併せて設置する場合を含む。）
⑶　第十三号に規定するレーダー	⑶　⑴又は⑵に掲げる無線設備及び第十三号のレーダー
⑷　船上通信設備	⑷　⑴又は⑵に掲げる無線設備及び船上通信設備
⑸　自律型海上無線機器	［新設］
八の二　船舶局であつて、前号⑴又は⑵に掲げる無線設備のみを設置するもの	九　遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの
九　遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの及び自律型海上無線機器のみを設置するもの	［十～二十六　同上］
［十～二十六　略］	（電波の発射の防止）
（電波の発射の防止）	第四十二条の四　［同上］
第四十二条の四　法第七十八条（法第四条の二第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情によ	

り当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一　携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、自律型海上無線機器、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	電池を取り外すこと。
［二～六　略］	

別表第一号の三　許可を要しない工事設計の軽微な事項（第１０条第１項関係）

第１　設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
［１　略］	
２　デジタル選択呼出装置、狭帯域直接印刷電信装置、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第４５条の３の５に規定する無線設備の工事設計	当該部分の全部について削る場合に限る。
［３～21　略］	

［注　略］

［第２　略］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

一～十　［略］

十一　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの及び自律型海上無線機器のみを設置するものを除く。）

［(1)・(2)　略］

［十二～三十三　略］

別図第六号（第36条の２第１項第６号、第８号及び第９号関係）

［略］

無線設備	必要な措置
一　携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	電池を取り外すこと。
［二～六　同上］	

別表第一号の三　許可を要しない工事設計の軽微な事項（第１０条第１項関係）

第１　［同左］

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
［１　略］	
２　デジタル選択呼出装置、狭帯域直接印刷電信装置、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ及び設備規則第４５条の３の５に規定する無線設備の工事設計	［同左］
［３～21　同左］	

［注　同左］

［第２　同左］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

一～十　［同上］

十一　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）

［(1)・(2)　同上］

［十二～三十三　同上］

別図第六号（第36条の２第１項第６号及び第８号関係）

［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～９　略］ 10　施行規則第51条の10の６第３項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。 ［⑴　略］ ⑵　電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、１年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第２項に規定する義務船舶局等又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□にレ印を付け、１年を単位とする期間を記載すること。 ［11～13　略］ 別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。 ［１・２枚目　略］ ３枚目	別表第一号　［同左］ ［様式同左］ ［注１～９　略］ 10　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、１年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第２項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□にレ印を付け、１年を単位とする期間を記載すること。 ［11～13　同左］ 別表第二号第３　［同左］ ［１・２枚目　同左］ ３枚目

長辺

18　無線局の区別		
19　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及		□超短波帯（150MHz）の無線設備の機器　〔　J　〕 □F2B　ch　70　W □F3E　W □超短波帯（150　MHz　DSB）の無線設備の機器　〔　X　〕 □A3E　W □超短波帯（40　MHz　DSB）の無線設備の機器　〔　W　〕 □A3E　W □短波帯（27　MHz　SSB）の無線設備の機器　〔　U　〕

長辺

18　無線局の区別		
19　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及		□超短波帯（150MHz）の無線設備の機器　〔　J　〕 □F2B　ch　70　W □F3E　W □超短波帯（150　MHz　DSB）の無線設備の機器　〔　X　〕 □A3E　W □超短波帯（40　MHz　DSB）の無線設備の機器　〔　W　〕 □A3E　W □短波帯（27　MHz　SSB）の無線設備の機器　〔　U　〕

び空中線電力		□J3E　W
		□H3E　27524　kHz　W
		□短波帯（27　MHz　DSB）の無線設備の機器　〔　V　〕
	17以外の無線設備	□A3E　W
		□船上通信設備　〔　I　〕
		□F3E　ch　15　ch　17　W
		□F3E　457.525　457.55　457.575　MHz　W
		□F1D　F1E　457.515625MHz－457.584375MHz 及び 467.515625MHz－467.584375MHz　6.25kHz 間隔の24波　W
		□F1D　F1E　457.525MHz－457.575MHz 及び 467.525MHz－467.575MHz　12.5kHz 間隔の10波　W
		□
		□レーダー　〔　G　〕
		□P0N　9410　MHz　kW
		□P0N　Q0N　V0N　9400 MHz　W
		□
		□簡易型船舶自動識別装置　〔　R　〕
		□F1D　161.5－162.025　MHz までの25kHz 間隔の周波数　22波　2W
		□自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）　〔　H　〕　W
		□F2B　ch　70　W
		□F1D　161.975　162.025MHz　W
		□VHF データ交換装置　〔　Y　〕
		□
		□
		□その他の設備
		□
		□
		□
		□
［20～29　略］		

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［４枚目　略］

［注１～24　略］

25　26の欄は、次によること。

び空中線電力		□J3E　W
		□H3E　27524　kHz　W
		□短波帯（27　MHz　DSB）の無線設備の機器　〔　V　〕
	17以外の無線設備	□A3E　W
		□船上通信設備　〔　I　〕
		□F3E　ch　15　ch　17　W
		□F3E　457.525　457.55　457.575　MHz　W
		□F1D　F1E　457.515625MHz－457.584375MHz 及び 467.515625MHz－467.584375MHz　6.25kHz 間隔の24波　W
		□F1D　F1E　457.525MHz－457.575MHz 及び 467.525MHz－467.575MHz　12.5kHz 間隔の10波　W
		□
		□レーダー　〔　G　〕
		□P0N　9410　MHz　kW
		□P0N　Q0N　V0N　9400 MHz　W
		□
		□簡易型船舶自動識別装置　〔　R　〕
		□F1D　161.5－162.025　MHz までの25kHz 間隔の周波数　22波　2W W
		□VHF データ交換装置　〔　Y　〕
		□
		□
		□その他の設備
		□
		□
		□
		□
［20～29　同左］		

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［４枚目　同左］

［注　同左］

25　［同左］

［(1)・(2)　略］

(3)　国際航海に従事しない船舶であつて、国際トン数証書の交付を受けているもの及びケープタウン協定適用船（船舶設備規程（昭和９年逓信省令第６号）第２条第７項に規定する船舶をいう。）については、(2)に加え、41の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。

［26～40　略］

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、 第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目　略］

長辺

13　無線局の区別					
14　特殊な設備	機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
	［略］				
	□設備規則第45条の３の５に規定する無線設備〔VDR〕				
	□自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３(1)に掲げるものに限る。）〔AMRD〕				
	［略］				

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

15　無線局の区別				
16　附属装置	機器の種類	型式又は名称	方式・規格等	補足事項

［(1)・(2)　同左］

(3)　国際航海に従事しない船舶であつて、国際トン数証書の交付を受けているものについては、(2)に加え、41の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。

［26～40　同左］

別表第二号の二第６　［同左］

［１枚目　同左］

長辺

13　無線局の区別					
14　特殊な設備	機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
	［同左］				
	□設備規則第45条の３の５に規定する無線設備〔VDR〕				
	［同左］				

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

15　無線局の区別				
16　附属装置	機器の種類	型式又は名称	方式・規格等	補足事項

	［略］			
	□デジタル選択呼出装置（超短波帯）〔DSC〕（自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）に係るものを除く。）			
	［略］			
［17～20　略］				

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［４枚目　略］

［注１～12　略］

13　14の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　製造番号の欄は、当該機器の製造番号（自律型海上無線機器（AMRD）にあつては972から始まる識別符号）を記載すること。この場合において、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

［⑷　略］

［14～24　略］

別表第二号の三第２　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１・２枚目　略］

３枚目

29　無線局の区別					
工事	30　機器の種類	31　製造者名	32　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33　製造番号	
［略］					

長辺

	［同左］			
	□デジタル選択呼出装置（超短波帯）〔DSC〕			
	［同左］			
［17～20　同左］				

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［４枚目　同左］

［注１～12　同左］

13　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。この場合において、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

［⑷　同左］

［14～24　同左］

別表第二号の三第２　［同左］

［１・２枚目　同左］

３枚目

29　無線局の区別					
工事	30　機器の種類	31　製造者名	32　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33　製造番号	
［同左］					

長

設計書	□捜索救助用位置指示送信装置〔ATL〕			
	□自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）〔AMRD〕			
	［略］			
	［34～39　略］			

辺　　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注1～24　略］

25　24の欄は、次によること。

⑴　国内トン総数を具体的に記載すること。

⑵　ケープタウン協定適用船については、⑴に加え、39の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。

［26～31　略］

32　33の欄は、当該機器の製造番号（自律型海上無線機器（AMRD）にあつては972から始まる識別符号）を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

［33～36　略］

37　39の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　一般通信設備（船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器をいう。）を搭載している場合であつて、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行するものについては、「一般通信設備：○○」と無線設備の種類を記載すること。

（記載例）　一般通信設備：衛星携帯電話（インマルサット）、
一般通信設備：27MHz1W（加入海岸局の運用時間及び通信エリア内での運行を行う。）

［⑷～⑼　略］

［38～43　略］

設計書	□捜索救助用位置指示送信装置〔ATL〕			
	［同左］			
	［34～39　同左］			

辺　　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注　同左］

25　24の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。

［26～31　同左］

32　33の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

［33～36　同左］

37　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　施行規則第28条第２項の規定により備えなければならない船舶局以外の無線設備の機器がある場合は、その無線局の種別及び無線設備の名称を記載すること（ＴＧ（船舶地球局）、ＴＵＰ（携帯移動地球局）等の無線局の種別記号を記載し、無線設備の具体的名称を記載すること。）。

（記載例）　ＴＧ インマルサットＦ

［⑷～⑼　同左］

［38～43　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第四条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（遭難自動通報局の無線設備等の機能試験） 第八条の二　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの及び自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三⑴に掲げるものに限る。）のみを設置するものを除く。）においては、一年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。 ［２　略］ （聴守電波等） 第四十二条　法第六十五条本文の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 一　デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz若しくは一六、八〇四・五kHz又はＦ二Ｂ電波一五六・五二五MHzの指定を受けているもの（自律型海上無線機器を除く。） ［二～四　略］ （電波の使用制限） 第五十八条　［略］ ［２～５　略］ ６　第一項、第二項及び第四項に規定する周波数の電波並びに前項の電波は、これらの電波を発射しなければ無線設備の機器（警急自動電話装置を除く。）の試験又は調整ができない場合には、当該各項の規定にかかわらず、これを使用することができる。 （責任者の命令等） 第七十一条　船舶局における遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し（第七十八条第九項の呼出し（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）を含む。第七十三条第一項第一号、第七十七条第一項、第八十一条及び第八十一条の七第一項において同じ。）、遭難通報の送信、第七十八条の二第一項及び第二項に規定する通報の送信、緊急通報の告知の送信又は緊急呼出しは、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない（自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三⑴に掲げるものに限る。）による場合を除く。）。船舶地球局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信及び遭難自動通報局における遭難警報の送信又は第七十八条の二第二項に規定する通報の送信についても同様とする。 ［２　略］ （遭難自動通報設備の通報の送信等） 第七十八条の二　Ａ三Ｘ電波一二一・五MHz及び二四三MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第五号に掲げる方法により行うものとする。 ２　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz、四〇六・〇四一MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHz、Ａ三Ｘ電波一二一・五MHz並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを同時に発射する遭難自動通	（遭難自動通報局の無線設備等の機能試験） 第八条の二　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）においては、一年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。 ［２　同上］ （聴守電波等） 第四十二条　法第六十五条本文の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz若しくは一六、八〇四・五kHz又はＦ二Ｂ電波一五六・五二五MHzの指定を受けているもの ［二～四　同上］ （電波の使用制限） 第五十八条　［同上］ ［２～５　略］ ６　第一項から第三項まで及び第五項に規定する周波数の電波並びに前項の電波は、これらの電波を発射しなければ無線設備の機器（警急自動電話装置を除く。）の試験又は調整ができない場合には、当該各項の規定にかかわらず、これを使用することができる。 （責任者の命令等） 第七十一条　船舶局（における遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し（第七十八条第九項の呼出し（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）を含む。第七十三条第一項第一号、第七十七条第一項、第八十一条及び第八十一条の七第一項において同じ。）、遭難通報の送信、第七十八条の二第一項及び第二項に規定する通報の送信、緊急通報の告知の送信又は緊急呼出しは、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。船舶地球局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信及び遭難自動通報局における遭難警報の送信又は第七十八条の二第二項に規定する通報の送信についても同様とする。 ［２　同上］ （遭難自動通報設備の通報の送信等） 第七十八条の二　Ａ三Ｘ電波一二一・五MHz及び二四三MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第五号に定める方法により行うものとする。 ２　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz、四〇六・〇四一MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHz、Ａ三Ｘ電波一二一・五MHz並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを同時に発射する遭難自動通

報設備であつて、A三X電波一二一・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号⑵に掲げる方法により行うものとする。 3　捜索救助用レーダートランスポンダの通報は、施行規則第三十六条の二第一項第七号に掲げる方法により行うものとする。 4　捜索救助用位置指示送信装置の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第八号に掲げる方法により行うものとする。 5　自律型海上無線機器（F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの周波数を使用するものに限る。）の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第九号に掲げる方法により行うものとする。 6　遭難自動通報局は、通報を送信する必要がなくなつたときは、その送信を停止するため、必要な措置をとらなければならない。 7　前項の規定は、遭難自動通報局以外の無線局において遭難自動通報設備を運用する場合に準用する。 （遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置） 第八十一条の七　海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。 2　海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報、自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三に規定する自律型海上無線機器（同号⑴に掲げるものに限る。）をいう。次項において同じ。）の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。 3　船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報、自律型海上無線機器の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。 ［4～6　略］	報設備であつて、A三X電波一二一・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号⑵に定める方法により行うものとする。 3　捜索救助用レーダートランスポンダの通報は、施行規則第三十六条の二第一項第七号に定める方法により行うものとする。 4　捜索救助用位置指示送信装置の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第八号に定める方法により行うものとする。 ［新設］ 5　［同上］ 6　［同上］ （遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置） 第八十一条の七　［同上］ 2　海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。 3　船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。 ［4～6　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第五条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（混信防止機能）

第九条の四　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

十三　自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三⑵に掲げるものに限る。）の無線局については、施行規則第六条の二第三号の三に規定する機能

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［略］		
三の二　次に掲げる送信設備		
㈠　船舶自動識別装置	四〇	三〇
㈡　簡易型船舶自動識別装置		
㈢　ＶＨＦデータ交換装置		
㈣　施行規則第二条第一項第三十九号の三⑵に定める自律型海上無線機器		
三の三　施行規則第二条第一項第三十九号の三⑴に定める自律型海上無線機器	四〇	五〇
［略］		

［２・３　略］

（デジタル選択呼出装置）

第四十条の五　船舶局及び遭難自動通報局のデジタル選択呼出装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、ニ、ト、チ、リ、ヌ及びルに掲げる条件（ト、チ、ヌ及びルに掲げる条件は自律型海上無線機器に備えるデジタル選択呼出装置に限る。）は適用しない。

一　一般的条件

イ　点検及び保守を容易に行うことができるものであること。

改正前

（混信防止機能）

第九条の四　［同上］

［一～十二　略］

［新設］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［同上］		
三の二　次に掲げる送信設備		
㈠　船舶自動識別装置	四〇	三〇
㈡　簡易型船舶自動識別装置		
㈢　ＶＨＦデータ交換装置		
［同上］		

［２・３　同上］

（デジタル選択呼出装置）

第四十条の五　船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、ニ及びリの規定は適用しない。

一　一般的条件

イ　点検及び保守を容易に行うことができるものであること。

ロ　自局の識別信号は、容易に変更できないこと。
ハ　送信する通報の内容を表示できること。
ニ　正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。
ホ　遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
ヘ　遭難警報は、自動的に五回繰り返し送信し、それ以降の送信は、三・五分から四・五分までの間のうち、不規則な間隔を置くものであること。
ト　遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可視の表示を行うものであること。
チ　遭難通信又は緊急通信を受信したときは、手動でのみ停止できる特別の可聴及び可視の警報を発すること。
リ　受信した遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合、当該内容を二〇以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。
ヌ　遭難通信に対する応答は、手動でのみ行うことができるものであること。
ル　電源電圧が定格電圧の（＋）一〇パーセント以内において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
ヲ　通常起こり得る温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。

二　選択呼出信号の条件

イ　一、六〇六・五ｋＨｚから二六、一七五ｋＨｚまでの周波数の電波を使用する無線設備に装置するデジタル選択呼出装置の選択呼出信号は、次の条件に適合すること。

(1)　マーク周波数が一、六一五ヘルツ及びスペース周波数が一、七八五ヘルツ（許容偏差は、それぞれ〇・五ヘルツとする。）であること。

(2)　信号伝送速度は、毎秒一〇〇ビツト（許容偏差は、百万分の三〇とする。）であること。

(3)　タイムダイバーシテイの時間間隔は、〇・四秒であること。

ロ　無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線設備に装置するデジタル選択呼出装置の選択呼出信号は、次の条件に適合すること。

ロ　自局の識別信号は、容易に変更できないこと。
ハ　送信する通報の内容を表示できること。
ニ　正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。
ホ　遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
ヘ　遭難警報は、自動的に五回繰り返し送信し、それ以降の送信は、三・五分から四・五分までの間のうち、不規則な間隔を置くものであること。
ト　遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可視の表示を行うものであること。
チ　遭難通信又は緊急通信を受信したときは、手動でのみ停止できる特別の可聴及び可視の警報を発すること。
リ　受信した遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合、当該内容を二〇以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。
ヌ　遭難通信に対する応答は、手動でのみ行うことができるものであること。
ル　電源電圧が定格電圧の（＋）一〇パーセント以内において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
ヲ　通常起こり得る温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。

二　選択呼出信号の条件

イ　一、六〇六・五ｋＨｚから二六、一七五ｋＨｚまでの周波数の電波を使用する無線設備に装置するデジタル選択呼出装置の選択呼出信号は、次の条件に適合すること。

(1)　マーク周波数が一、六一五ヘルツ及びスペース周波数が一、七八五ヘルツ（許容偏差は、それぞれ〇・五ヘルツとする。）であること。

(2)　信号伝送速度は、毎秒一〇〇ビツト（許容偏差は、百万分の三〇とする。）であること。

(3)　タイムダイバーシテイの時間間隔は、〇・四秒であること。

ロ　無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線設備に装置するデジタル選択呼出装置の選択呼出信号は、次の条件に適合すること。

(1)　マーク周波数が一、三〇〇ヘルツ及びスペース周波数が二、一〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ一〇ヘルツとする。）であること。

(2)　信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビツト（許容偏差は、百万分の三〇とする。）であること。

(3)　タイムダイバーシテイの時間間隔は、三〇分の一秒であること。

二の二　自律型海上無線機器に備えるデジタル選択呼出装置にあつては、遭難警報及び遭難警報の中継が行えるものであること。

三　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

［2　略］

（自律型海上無線機器）

第四十五条の三の三の四　自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三(1)に掲げるものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの周波数を使用するものであること。

ロ　F二B電波一五六・五二五MHzの周波数を使用するものであつて第四十条の五第一項各号に掲げる条件に適合するデジタル選択呼出装置を有すること。

ハ　当該自律型海上無線機器の動作状態及び遭難警報に対する応答信号を受信したことを示す機能を有すること。

ニ　取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。

ホ　手動又は自動で動作を開始し、及び手動により停止することができること。

ヘ　識別符号は、容易に変更できないこと。

ト　筐体の見やすい箇所に、識別符号を表示してあること。

チ　不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。

リ　海面に浮くこと及び浮力のあるひもを備えつけること。

ヌ　筐体は、視認性の高い彩色が施されていること。

二　送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。

(1)　マーク周波数が一、三〇〇ヘルツ及びスペース周波数が二、一〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ一〇ヘルツとする。）であること。

(2)　信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビツト（許容偏差は、百万分の三〇とする。）であること。

(3)　タイムダイバーシテイの時間間隔は、三〇分の一秒であること。

［新設］

三　前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

［2　同上］

［新設］

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、〇・八三三ミリ秒以内であること。

三　送信装置の条件

ロ　海面からの空中線高が一メートルを超えないものであること。

イ　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

二　空中線に関する条件

ハ　当該自律型海上無線機器の動作状態を示す機能を有すること。

ニ　当該自律型海上無線機器の動作を防ぐ措置が施された外部電源を有すること。

ロ　自律的に動作し、送信スロットは自動的に選択されること。

イ　一六〇・九MHzの周波数の電波を使用するものであること。

一　一般的条件

一　次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

2　自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三(2)に掲げるものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものであること。

四　前項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

ロ　電池の容量は、送信設備の動作温度範囲内において連続して十二時間以上動作させることができるものであること。

イ　電源として独立の電池を備えるものであること。

三　電源の条件

区別	条件
変調指数	〇・五以内であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、〇・八三三ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
等価等方輻射電力	一ワットであること。
送信スロット当たりの送信時間	二六・六ミリ秒以下であること。

等価等方輻射電力	一〇〇ミリワット以下であること。
送信スロット当たりの送信時間	二六・六ミリ秒以下であること。

四　前項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号（第５条関係）

周波数帯	無　線　局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［略］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［１～10　略］ 11　地球局及び宇宙局 12　自律型海上無線機器の無線局（160.9MHz、161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用するものに限る。）（注46）	［略］ 20 500Hz

［注１～45　略］

46　船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、捜索救助用位置指示送信装置、VHFデータ交換装置及び自律型海上無線機器（161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用し、温度試験を行う場合に限る。）の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴・⑵　略］

⑶　自律型海上無線機器（161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用し、温度試験を行う場合に限る。）　１kHz

別表第二号（第６条関係）

［第１～第81　略］

第82　自律型海上無線機器の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、16kHzとする。

別表第三号（第７条関係）

［１～６　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数帯	無　線　局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［同左］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［１～10　同左］ 11　地球局及び宇宙局	［同左］ 20

［注１～45　同左］

46　船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、捜索救助用位置指示送信装置及びVHFデータ交換装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴・⑵　同左］

［新設］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第81　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～６　同左］

7　30MHzを超え335.4MHz以下の周波数のF1D電波、F2B電波又はF3E電波を使用する船舶局、遭難自動通報局（自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）に限る。）、船上通信局、航空機局、船舶又は航空機に搭載して使用する携帯局及び自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑵に掲げるものに限る。）の送信設備であつて無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
146MHzを超え162.0375MHz以下	400Wを超えるもの	2.5×(P/20)μW以下	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え400W以下		2.5×(P/20)μW以下
	1Wを超え20W以下	2.5μW以下	2.5μW以下
	1W以下	100μW以下（注２）	50μW以下（注３、４）
上記以外の周波数帯	400Wを超えるもの	10×(P/20)μW以下	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え400W以下		10×(P/20)μW以下
	1Wを超え20W以下	10μW以下	10μW以下
	1W以下	100μW以下（注２）	50μW以下

注１　Pは、基本周波数の平均電力の値を表す。
２　船舶局及び遭難自動通報局（自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）に限る。）にあつては、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

7　30MHzを超え335.4MHz以下の周波数のF1D電波、F2B電波又はF3E電波を使用する船舶局、船上通信局、航空機局及び船舶又は航空機に搭載して使用する携帯局の送信設備であつて無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
146MHzを超え162.0375MHz以下	400Wを超えるもの	2.5×(P/20)μW以下	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え400W以下		2.5×(P/20)μW以下
	1Wを超え20W以下	2.5μW以下	2.5μW以下
	1W以下	100μW以下（注２）	50μW以下
上記以外の周波数帯	400Wを超えるもの	10×(P/20)μW以下	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え400W以下		10×(P/20)μW以下
	1Wを超え20W以下	10μW以下	10μW以下
	1W以下	100μW以下（注２）	50μW以下

注１　Pは、基本周波数の平均電力の値を表す。
２　船舶局にあつては、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

3　自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）のうち、161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用するものにあつては、108MHzを超え137MHz以下、156MHzを超え161.5MHz以下及び1,525MHzを超え1,610MHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は25μW以下である値とする。	［新設］
4　自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑵に掲げるものに限る。）にあつては、９kHzを超え１GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は0.25μW未満、１GHzを超え４GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は１μW未満である値とする。	［新設］
［８～73　略］	［８～73　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第六条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

［二～六十七　略］

六十八　設備規則第四十五条の三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識の無線局に使用するための無線設備

六十八の二　設備規則第四十五条の三の三の四第一項においてその無線設備の条件が定められている自律型海上無線機器の無線局に使用するための無線設備

六十八の三　設備規則第四十五条の三の三の四第二項においてその無線設備の条件が定められている自律型海上無線機器の無線局に使用するための無線設備

［六十九～八十七　略］

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別			
			［略］	第二条第一項第六十八号の無線設備	第二条第一項第六十八号の二の無線設備	第二条第一項第六十八号の三の無線設備
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器		○	○	○
送信装置	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬		○注21	○	○

改正前

（特定無線設備等）

第二条　［同上］

［二～六十七　略］

六十八　設備規則第四十五条の三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識

［新設］

［新設］

［六十九～八十七　同上］

［2　同左］

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別		
			［同上］	第二条第一項第六十八号の無線設備	［同上］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器		○	
送信装置	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬		○注21	

	似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	スプリアス発射又は不要発射の強度 低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	空中線電力 電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率 比吸収率測定装置	入射電力密度 電界強度測定器	吸収電力密度 比吸収率測定装置	周波数偏移、周波数偏位又は変調度 低周波発振器 直線検波器 又は変調度計	変調衝撃係数 低周波発振器 オシロスコープ	プレエンファシス特性 低周波発振器 直線検波器
		○	○					○注22	
		○	○						
		○	○						

	似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	スプリアス発射又は不要発射の強度 低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	空中線電力 電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率 比吸収率測定装置	入射電力密度 電界強度測定器	吸収電力密度 比吸収率測定装置	周波数偏移、周波数偏位又は変調度 低周波発振器 直線検波器 又は変調度計	変調衝撃係数 低周波発振器 オシロスコープ	プレエンファシス特性 低周波発振器 直線検波器
		○	○					○注22	

搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度		
低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ		
			○注21	○注21			○注21		
			○	○			○		
			○	○			○		

搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度		
低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ		
			○注21	○注21			○注21		

受信装置								
副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性
電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器

受信装置								
副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性
電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器

		レベル計又は歪率雑音計				
	局部発振器の周波数変動	周波数計				
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計				

［注１～24　略］

［イ・ウ　略］

［ニ・三　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

［注１～７　略］

12　７の欄は、次によること。

［⑴～⑷　略］

⑸　自律型海上無線機器（第２条第１項第 39 号の３⑴に掲げるものに限る。）の無線局にあっては、設備規則第45条の３の３の４第１項第一号リの条件に適合することが分かる資料を添付すること。

様式第７号　（第８条、第２０条、第２７条及び第３６条関係）

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第 68 号に掲げる無線設備	TI

		レベル計又は歪率雑音計				
	局部発振器の周波数変動	周波数計				
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計				

［注１～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［ニ・三　同上］

別表第二号　［同左］

第一　［同左］

［様式同左］

［注１～７　同左］

12　［同左］

［⑴～⑷　同左］

［新設］

様式第７号　［同左］

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第 68 号に掲げる無線設備	TI

第２条第１項第 68 号の２に掲げる無線設備	DM
第２条第１項第 68 号の３に掲げる無線設備	MF
［略］	［略］

［５　略］

［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第七条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後

別表第五号　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

［第一・第二　略］

第三　無線設備

［二・一の二　略］

二　電気的特性の検査

無線局の種別及び無線設備名		検査の項目	備考
船舶局	［略］	［略］	［略］
	捜索救助用位置指示送信装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 ［削る］	電池の有効期限の確認を含む。
	［略］	［略］	［略］
［略］		［略］	［略］

［注１～３　略］

［三　略］

別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

［第一・第二　略］

第三　無線設備

［二・一の二　略］

二　電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
［略］			
船舶局	［略］	［略］	［略］
	捜索救助用位置指示送信装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 ［削る］	電池の有効期限の確認を含む。
	［略］	［略］	［略］
［略］			

［注　略］

［三　略］

改正前

別表第五号　［同上］

［第一・第二　同上］

第三　［同上］

［二・一の二　同上］

二　［同上］

無線局の種別及び無線設備名		検査の項目	備考
船舶局	［同上］	［同上］	［同上］
	捜索救助用位置指示送信装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　識別信号	電池の有効期限の確認を含む。
	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］		［同上］	［同上］

［注１～３　同上］

［三　同上］

別表第七号　［同上］

［第一・第二　同上］

第三　無線設備

［二・一の二　同上］

二　［同上］

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
［同上］			
船舶局	［同上］	［同上］	［同上］
	捜索救助用位置指示送信装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　識別信号	電池の有効期限の確認を含む。
	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］			

［注　同上］

［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電波法施行規則第二十八条第一項の改正規定並びに第三条中別表第二号第３注25(3)及び別表第二号の三第２注25の規定は、令和九年二月二十四日から施行する。

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　〇〇　〇〇

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz - 10000MHz

［略］	国内分配（MHz） ⑷		無線局の目的 ⑸	周波数の使用に関する条件 ⑹
	［略］			
	160.6- 160.8875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表３－４による。
	160.8875- 160.9125	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用	割当ては、別表３－４による。
	160.9125- 160.975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表３－４による。
	［略］			

［第３表　略］

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表　略］

［国際周波数分配の脚注　略］

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz - 10000MHz

［同左］	国内分配（MHz） ⑷		無線局の目的 ⑸	周波数の使用に関する条件 ⑹
	［同左］			
	160.6- 160.975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表３－４による。
	［同左］			

［第３表　同左］

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表　同左］

［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の三第八号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七十三号（周波数測定装置の備付けを要しない送信設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　〇〇　〇〇

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
義務船舶局の無線設備のうち、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であって、送信設備の発振方式がシンセサイザー方式のもの。	義務船舶局の無線設備のうち、電波法施行規則第二十八条第一項第二号(1)(二)又は同項第三号(1)(二)に規定する無線設備の送信設備の発振方式がシンセサイザー方式のもの。

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　○○　○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
施行規則第28条の５第３項の規定により、同条第１項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。 ［表略］ ［注１　略］ 注２　中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備える場合は、施行規則第28条第１項第２号の⑴の㈡の無線設備及び同号の⑷の㈣の機器を備えることを要しない。 ［注３～注９　略］	［同左］ ［表同左］ ［注１　同左］ 注２　中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備える場合は、施行規則第28条第１項第２号の⑴の㈡の無線設備を備えることを要しない。 ［注３～注９　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第　　号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第一項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第二百四十四号（船舶局又は航空機局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　〇〇　〇〇

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表３
<table><tr><th>記　号</th><th>周　波　数（MHz）</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>ch　19(1)</td><td>［略］</td></tr><tr><td>ch　20(1)</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>ch　27(1)</td><td>［略］</td></tr><tr><td>ch　28(1)</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>ch　78(1)</td><td>［略］</td></tr><tr><td>ch　79(1)</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table>注　(1)の記号は、数字の頭に「10」を付した数字４桁の記号としても扱うことができる。</td><td>別表３
<table><tr><th>記　号</th><th>周　波　数（MHz）</th></tr><tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>ch　19</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>ch　20</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>ch　27</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>ch　28</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>ch　78</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>ch　79</td><td>［同左］</td></tr><tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr></table>［新設］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第三項の規定により免許記録に表示されている別表第三に掲げる周波数は、この告示による改正後の別表3の規定により免許記録に表示されているものとみなす。

○総務省告示第　　号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第八条の二第一項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百四十二号（遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　〇〇　〇〇

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
三　捜索救助用位置指示送信装置の機能試験の方法	［新設］
一　保管の状況	
本体及びケース等の構成品の全てが完全な状態で整っているかを確かめる。	
二　表示	
次の事項が筐体の見やすい箇所に表示されていることを確かめる。 1　電源の開閉その他の使用方法及び使用上の注意事項 2　電池の有効期限	
三　彩色	
筐体に黄色又はだいだい色の彩色が施されていることを確かめる。	
四　ひも	
耐久性の強じんなものであり、かつ、生存艇に接続するために必要な長さを有していることを確かめる。	
五　水密	
筐体、電源開閉器、パッキング等に浸水のおそれのある腐食、き損又はゆるみがないことを確かめる。	
六　電源	
次の事項について確かめる。 1　電池が有効期限を経過していないこと。 2　前回の整備記録等を調べ、試験等により電池を二時間以上使用していないこと。	
七　送受信装置	
シールドルーム内で試験作動スイッチを入れ、信号を発信していることを示す可視モニター又は可聴モニターが適正に作動することを確かめる（当該送受信装置に係る機能試験は、船上において自己診断機能により確認することができる。）。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第　　号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　○○　○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
1　船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 ［⑴～⑶　略］ ⑷　30,005kHz 以上の周波数 ［ア　略］ イ　無線通信規則付録第 18 号の表に掲げるもの	1　［同左］ ［⑴～⑶　同左］ ⑷　［同左］ ［ア　同左］ イ　［同左］

使用電波の型式及び周波数（MHz）		
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他
	Ｆ３Ｅ	Ｆ３Ｅ
60		156.025(1)
01	156.05	156.05(1)
61		156.075(1)
02	156.1	156.1(1)
62		156.125(1)
03	156.15	156.15(1)
63		156.175(1)
04	156.2	156.2(1)
64		156.225(1)
05	156.25	156.25(1)
65		156.275(1)
06		156.3(2)
2006		160.9(3)
66		156.325(1)
07	156.35	156.35(1)
67		156.375(2)(4)
08		156.4(2)
68		156.425(4)
09		156.45(5)
69		156.475(1)(2)
10		156.5(2)
70	156.525(6)	
11		156.55(7)
71		156.575(1)
12		156.6(7)
72		156.625(2)
13	156.65(8)	156.65(9)
73		156.675(1)(2)

14			156.7(7)
	74		156.725(1)
15		156.75(10)	156.75(10)
	75		156.775(11)
16		156.8(12)	
	76		156.825(11)
17		156.85(10)	156.85(10)
	77	156.875(13)	156.875(1)
18			156.9(7)
	78		156.925(1)
1078			156.925(7)(14)
19			156.95(7)
1019			156.95(7)(14)
	79		156.975(1)
1079			156.975(7)(14)
20			157.0(7)
1020			157.0(7)(14)
	80		157.025(15)
21			157.05(15)
	81		157.075(15)
22			157.1(15)
	82		157.125(15)
23			157.15(15)
	83		157.175(15)
24			157.2(15)
1024			157.2(14)(15)
	2024		161.8(2)(14)(15)
	84		157.225(15)
1084			157.225(14)(15)
	2084		161.825(2)(14)(15)
25			157.25(15)
1025			157.25(14)(15)
	2025		161.85(2)(14)(15)
	85		157.275(15)
1085			157.25(14)(15)
	2085		161.875(2)(14)(15)
26			157.3(15)

1026			157.3(14)(15)
	86		157.325(15)
1086			157.325(14)(15)
1027			157.35(5)(14)
	2027		161.95(16)
	87		157.375(7)
1028			157.4(7)(14)
	2028		162(16)
	88		157.425(7)
AIS1			161.975(17)
AIS2			162.025(17)

［注１・２　略］

３　(3)は、自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項39号の３(2)に掲げるものに限る。）及び実験試験局による通信を行う場合に限る。

［４～18　略］

［注１・２　同左］

３　(3)は、実験試験局に限る。

［４～18　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十条の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第五号及び第六項並びに別表第一号注33の規定に基づき、令和三年総務省告示第七十九号（無線設備規則第十四条第三項、第四十条の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号及び第六項並びに別表第一号注33の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年総務省告示第千二百二十七号は廃止する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　○○　○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備 一　一般的条件 ［1・2　略］ 3　遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること（施行規則第二十八条第一項第三号(4)(七)に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。 ［4～7　略］ 8　遭難警報を送信するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、9の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（ISO）の規格によるキーボードのキーでないこと（施行規則第二十八条第一項第三号(4)(七)に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。 ［9　略］ 10　船舶の位置及び当該位置を決定した時刻を自動又は手動で入力することができること（施行規則第二十八条第一項第三号(4)(七)に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。 ［11～16　略］ ［二　略］ ［第二～第四　略］ 第五　施行規則第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局の無線設備 ［第六　略］	第一　［同上］ 一　［同上］ ［1・2　同上］ 3　遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。 ［4～7　同上］ 8　遭難警報を送信するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、9の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（ISO）の規格によるキーボードのキーでないこと（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。 ［9　同上］ 10　船舶の位置及び当該位置を決定した時刻を自動又は手動で入力することができること（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。 ［11～16　同上］ ［二　同上］ ［第二～第四　同上］ 第五　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局の無線設備 ［第六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の五第一項第三号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第五百六十七号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　〇〇　〇〇

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
一　一般的条件	一　一般的条件
船舶局及び遭難自動通報局のデジタル選択呼出装置（以下「装置」という。）は、次の条件に適合するものであること。	船舶局のデジタル選択呼出装置（以下「装置」という。）は、次の条件に適合するものであること。
［1～11　略］	［1～11　同上］
12　自律型海上無線機器に備えるデジタル選択呼出装置にあっては、次の条件に適合するものであること。	［新設］
(一)　自己が送出した遭難警報及び遭難警報の中継を取り消す信号を送信する機能を有すること。	
(二)　遭難警報に対する応答又は遭難警報の中継に対する応答を受信した場合は遭難警報及び遭難警報の中継の送出を自動的に停止するとともに、当該応答を受信したことを示す機能を有すること。	
［二～四　略］	［二～四　同左］
別図第二号　遭難警報のための選択呼出信号の構成（海岸局の装置は除く。）	別図第二号　［同左］
［表略］	［表同左］
［注１～４　略］	［注１～４　同左］
5　遭難の種類を示すものとし、別表第一号に従い１つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスB、D及びEの装置にあっては、１つのコード番号「107」であることとし、クラスMの装置にあっては、１つのコード番号「110」であること。	5　遭難の種類を示すものとし、別表第一号に従い１つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスB、D及びEの装置にあっては、１つのコード番号「107」であること。
6　遭難船舶の位置を次のとおり 10 けたの数字で示すものとし、別表第二号に従ってコード化するものであること。ただし、遭難船舶の位置を示すことができない場合、位置情報が 23.5 時間以上更新されなかった場合及びクラスMの装置の場合は、すべてのコードが「99」であること。	6　遭難船舶の位置を次のとおり 10 けたの数字で示すものとし、別表第二号に従ってコード化するものであること。ただし、遭難船舶の位置を示すことができない場合及び位置情報が 23.5 時間以上更新されなかった場合は、すべてのコードが「99」であること。
7　遭難船舶の位置を決定した時刻の時及び分をそれぞれ２けたの数字で示すものとし、別表第二号に準じて２つのコード番号にコード化するものであること。ただし、時刻情報を含まない場合及びクラスMの装置の場合は、２つのコード番号「88」であること。	7　遭難船舶の位置を決定した時刻の時及び分をそれぞれ２けたの数字で示すものとし、別表第二号に準じて２つのコード番号にコード化するものであること。ただし、時刻情報を含まない場合は、２つのコード番号「88」であること。
8　引き続いて行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」である第一テレコマンドを別表第一号に従って１つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスB、D、E及びMの装置にあっては、次のとおりであること。	8　［同左］
⑴　中短波・短波帯選択呼出信号の場合は、１つのコード番号「109」であること。	⑴　［同左］
⑵　ＶＨＦ帯選択呼出信号の場合は、１つのコード番号「100」であること。	⑵　［同左］
⑶　自律型海上無線機器の選択呼出信号の場合は、１つのコード番号「126」であること。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の三の四第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、自律型海上無線機器の技術的条件を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　〇〇　〇〇

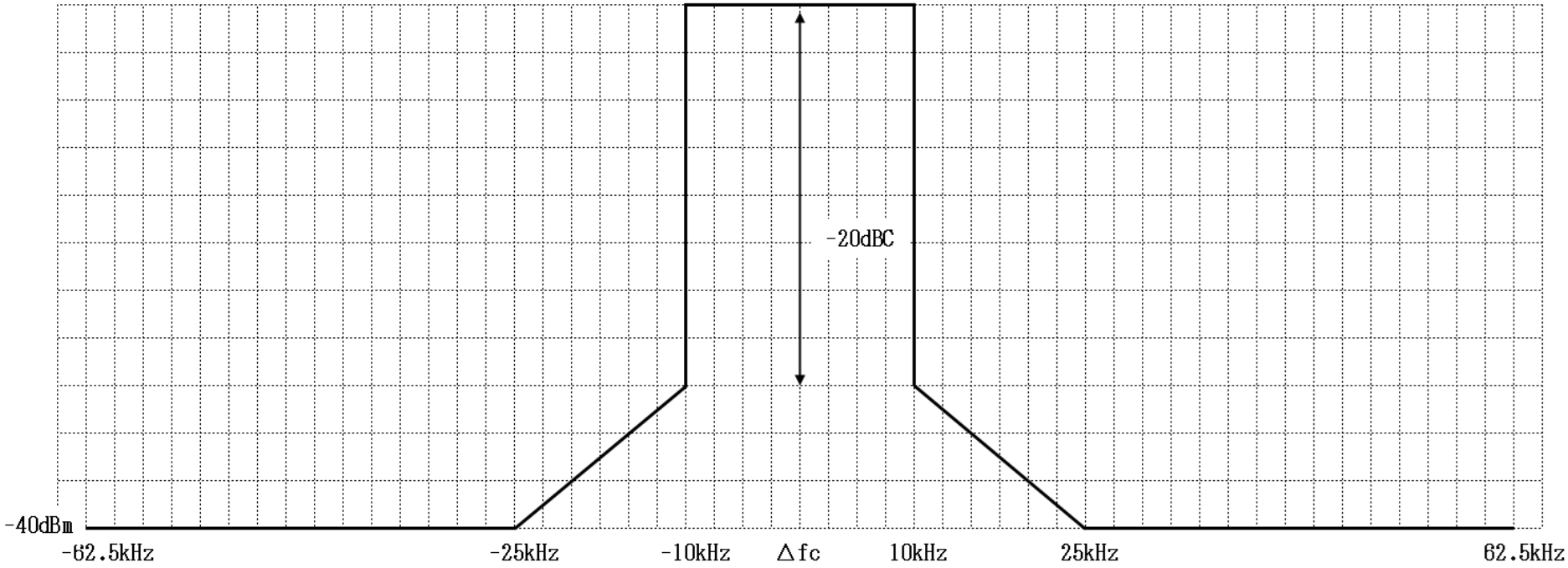
一　スペクトルマスクは、次の各号に掲げる自律型海上無線機器の区分に応じ、当該各号に定める別図のとおりとする。

1　自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三⑴に掲げるものに限る。）　別図第一号

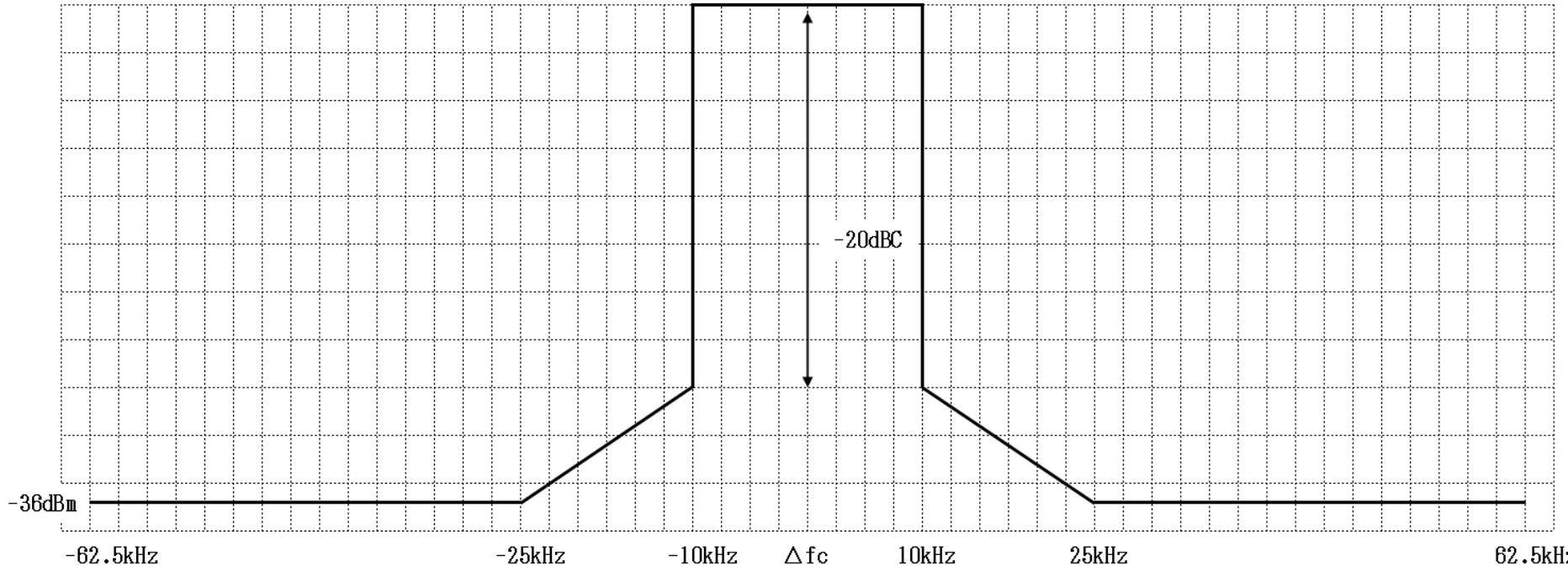
2　自律型海上無線機器（施行規則第二条第一項第三十九号の三⑵に掲げるものに限る。）　別図第二号

二　識別符号は、別図第三号のとおりとする。

別図第一号　スペクトルマスク（自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。））



別図第二号　スペクトルマスク（自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑵に掲げるものに限る。））



別図第二号　識別符号

１　自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑴に掲げるものに限る。）

以下のいずれかによること。

⑴　$972X_4X_5Y_6Y_7Y_8Y_9$

X_4及びX_5は製造者毎に同一の数字とし、Y_6からY_9までは0001からの一連の数字とすること。

⑵　$972X_4X_5M_6P_7P_8Y_9Y_{10}Y_{11}Y_{12}$

X_4及びX_5は製造者毎に同一の数字、M_6は製造者毎に同一の英数字、P_7及びP_8は英数字、Y_9からY_{12}までは0000からの一連の数字とすること。

２　自律型海上無線機器（施行規則第２条第１項第39号の３⑵に掲げるものに限る。）

$979X_4X_5X_6X_7X_8X_9$

X_4からX_9までは数字とすること。